令和 年度 介護保険施設等実地指導自主点検表

サービス種別	認知症対応型通所介護
リーこへ程別	介護予防認知症対応型通所介護

※該当サービスにチェックしてください。

■事業所番号,事業所の名称,連絡先等を記入してください。

法人名							
事業所番号							
(フリガナ) 事業所名							
連絡先	逐	有町		(電	話)
管理者	職名			氏名			
記載担当者	職名			氏名			
記載日	令和		年		月		日

■介護保険実地指導自主点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認する事が必要です。 そこで函南町では、介護保険サービス提供事業者ごとに、法令、関係通知を基に自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、函南町が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

- 2 作成上の留意点
- (1) 事業所の実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、函南町へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討の上点検してください。
- (3) 点検結果の「適・不適・非該当」の判定については、該当する項目にチェックをお願いします。なお、「不適・非該当」の場合は備考欄にその理由等を簡潔に記載してください。
- 3 その他

事業所において定期的に自主点検を行う際に、本表をご活用ください。

(注)本文中の表記については、次のとおりとします。

→ 介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号) 法

→ 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号) 施行規則

→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) 平11厚令37

→ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号) 平11厚令38

→ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号) 平11老企22

平11老企25 → 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス,居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日平12老企36) 平12老企36号

平12厚告19 → 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

→ 指定民字介護支援に要する費用の額の質定に関する基準(平成12年2月10日原生省告示第20号) 平12厚告20

→ 厚生労働大臣が定める基準(平成12年2月10日厚生省告示第25号) 平12厚告25

→ 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号) 平12老企39

平12老企54 → 通所リハビリテーション等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)

平12老振24 → 要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)

→ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号) 平13老振18

平15厚労令28 → 指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生労働省令第37号)の附則(平成15年3月14日厚生労働省令第28号)

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号) 平18厚労令35

平18厚労告127 → 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)

平18老計•老振•

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001号・老振発第0317001号・老 老老発0317001 → 老発第0317001号:別紙1)

平18厚労令34 → 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 平18厚労令36

基準(平成18年厚生労働省令第36号)

→ 函南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年3月21日条例第4号) 条例

条例施行規則 → 函南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月21日規則第12号)

函南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 予防条例

関する基準を定める条例(平成25年3月21日条例第5号)

予防条例施行規 → 函南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月21日規則第13号)

点検した	吉果を記載してください。							
点検項	確認事項	点適	検網不適	果非該当	根拠 法令等	根拠 条例施行規 則	確認すべき 資料・帳簿等	備考(不適・非該当 の理由等)
I 基	本方針				•			
1 基本7	(1) 指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものとなっているか。				運営基準第41条	条例施行規則第60条	·運営規程	
	(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業は、認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。				予防基準第4 条	予防条例施 行規則第4条		

点検した結り	見を記載してください。							
		点标	食結		ATT Alea	根拠	T#=T + 0 5	(## ## / -) **
点検項目	確認事項	適	不 適	非該当	根拠 法令等	条例施行規則	確認すべき 資料・帳簿等	備考(不適・非該当 の理由等)
Ⅱ 人員	基準							
1 単独	型指定(介護予防)認知症対応型通所介護及び併設型指定(介語	雙子	防)認知症対/	応型通所介	護	
1 従業者 の員数	(1) 生活相談員について				運営基準第 42条	条例施行規 則第61条(1)	·業務分担表 ·履歴書	
o) g g	① 社会福祉法第19条第1項各号(社会福祉主事の資格要件)のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者か。				予防基準第5 条	予防条例施 行規則第5条 (1)	·資格証明書	
	② サービス提供時間帯において生活相談員が勤務している時間数の合計数を、サービス提供時間帯の時間数で除して得た数が1以上となっているか。							
	生活相談員の サービス提供 勤務時間数(合計) 時間 ()h ÷ ()h = ()≧1							
	※提供日ごとに確保されていること。 ※生活相談員は、専ら当該通所介護の提供に当たる者であること。							
	※生活相談員の勤務時間数の合計(勤務延時間数)は、サービス 提供時間内に勤務している時間数の合計数であること。 勤務延時間数には「サービス担当者会議や地域ケア会議に出 席するための時間」、「利用者宅を訪問し、家族も含めた相談 ・援助のための時間」「地域の町内会、自治会、ボランティア 団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなど の社会資源の発掘・活用のための時間」などを含めることがで きる。							
	(2) 看護職員(看護師又は准看護師)又は介護職員について						·業務分担表 ·履歴書	
	① 単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員 又は介護職員を1人以上配置しているか。 ※当該職員は、提供時間を通じて専従する必要はないが、 提供時間を通じて当該事業所と密接かつ適切な連携を図 っていること。					予防条例施 行規則第5条 (2)	·資格証明書	
	② ①のほか、サービス提供時間帯において看護職員又は 介護職員が勤務している時間数の合計数を、サービスの 平均提供時間数で除して得た数が1以上となっているか。							
	平均提供時間数 =利用者毎の提供時間数の合計÷利用者数							
	看護師又は 介護職員の 平均提供 勤務時間数(合計) 時間数 ()h ÷ ()h = ()≧1							
	③ ②の時間数にかかわらず、常時1人以上従事しているか。							

				点	検結	果		根拠		
点検項目		確認事	項	適	不適	非該当	根拠 法令等	条例施行規則	確認すべき 資料・帳簿等	備考(不適・非該当 の理由等)
1 従業者	(3)	機能訓練指導員について				=	運営基準第	条例施行規	•業務分担表	
の員数	(0)	① 機能訓練指導員を1人以上面	記置しているか。				42条予防基 準	則第61条(3) 予防条例施	第61条(3) ・履歴書	
		② 機能訓練指導員は、訓練を行	ニュサ・カナ・ケーナフ・ネ・ジブケ				第5条	行規則第5条		
		保されているか。	T7能力を有 9 る 合か唯		ш			(3)		
		※「訓練を行う能力を有する者	針」とは,次のいずれかで							
		│ あること。 │ ・理学療法士								
		·作業療法士 ·言語聴覚士								
		•看護職員								
		・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師								
		・はり師又はきゅう師								
		※はり師及びきゅう師についる	ては, 理学療法士, 作業療法士,							
		言語聴覚士,看護職員,柔遠	直整復師又はあん摩マッサージ							
			訓練指導員を配置した事業所で 事した経験を有する者に限る。							
			7-07-11-1X 00							
	(4)		職員のうち1人以上は、常勤となっ					条例施行規則		
		ているか。						第61条第6項 予防条例施行		
o #====	(4)	**************************************	. 7 /-	Ļ			中兴甘洪林	規則第5条第6	III - 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2	
2 管理者	(1)	管理者は、常勤職員を配置してし	` るか。				運営基準第 43条	則第62条	・職員名簿 ・組織図	
	(2)	管理者が他の職種等を兼務して	いる場合、兼務形態は適切か。				予防基準第6 条	予防条例施 行規則第6条	·業務分担表 ·勤務割表	
		※原則は常勤, 専従だが, 事業所 合は当該事業所内の他職種, 同						11766717107	201001111	
		施設の職務に従事することがで								
		・兼務の有無	(有・無)							
		W H COULD	('FI 70% /							
		・当該事業所内で他職種と兼務し	ている場合は、その職種名							
		()							
			ていて担人は、古米ギク							
		・同一敷地等の他事業所と兼務し 職種名,兼務事業所における1								
		事業所名:()							
		THAN THE A	,							
		職種名:()							
		勤務時間:()							
	(2)	管理者は、必要な研修を修了して						条例施行規則		
	(3)	官項目は、必要は研修を修りして	LUIS 9 NI'o					第62条第2項		
								予防条例施行 規則第6条第2		
								項		
2 共用	型指	定(介護予防)認知症対応	型通所介護							
1 従業者 の員数		事業所の利用者の数と当該共用 事業所の利用者の数を合計した					運営基準第 45条	条例施行規 則第64条	・職員名簿・組織図	
の貝奴		すために必要な従業者数を配置し					予防基準第8	予防条例施	•業務分担表	
							条	行規則第8条	・勤務割表	
		事業所	基準							
		指定(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	運営基準第90条							
		指定地域密着型特定施設	運営基準第110 条							
		指定地域密着型介護老人福祉施	運営基準第131							
		※ 算定に当たっては、当該共用	条							
		応型通所介護事業所の利用者	数についてを次により計算							
		した上で、算出した全利用者の こと。	延べ数をもとに算定する							
		報酬を算定している時間数	算出方法							
		2時間以上3時間未満 3時間以上4時間未満	利用者数×1/2							
		4時間以上5時間未満								
		5時間以上6時間未満 6時間以上7時間未満	利用者数×3/4							
		7時間以上8時間未満	利用者数×1							
		8時間以上9時間未満	1371日 从 ハ 「							
1				1			1			

		点	検結			根拠		
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠 法令等	条例施行規則	確認すべき 資料・帳簿等	備考(不適・非該当 の理由等)
	か。					条例施行規 則第65条 予防条例施		
	・(介護予防)指定認知症対応型共同生活介護事業所においては、 共同生活住居ごとに,指定地域密着型特定施設又は指定地域密 着					行規則第9条		
	型介護老人福祉施設においては、施設ごとに1日当たり3人以下となっているか。							
	・ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニット ごとに当該施設の入居者の数との合計が1日当たり12人以下と なっているか。							
3 管理者	(1) 管理者は、常勤職員を配置しているか。					則第66条	·職員名簿 ·組織図	
	(2) 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切か。				予防基準第 10条	予防余例施 行規則第10 条	·業務分担表 ·勤務割表	
	・兼務の有無 (有・無)							
	・当該事業所内で他職種と兼務している場合は、その職種名 ()							
	・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は、事業所名、 職種名、兼務事業所における1週間当たりの勤務時間数							
	事業所名:(
	職種名 :()							
	勤務時間:(
	(3) 管理者は、必要な研修を修了しているか。							

点検した結果	を記載してください。							
		点	検結		#8 +hn	根拠	佐却士ぐも	供来/不溶. 非裁业
点検項目	確認事項	適	不 適	非該当	根拠 法令等	条例施行規 則	確認すべき 資料・帳簿等	備考(不適・非該当 の理由等)
Ⅲ 設備	基準							
1 単独	型指定(介護予防)認知症対応型通所介護及び併設型指定(介	蒦う	防)認知症対	応型通所介	護	
1 設備及 び備品等	(1) 次の設備を有しているか。				運営基準第 44条 予防基準第7 条	条例施行規 則第63条 予防条例施 行規則第7条	・平面図	
	(2) 食堂及び機能訓練室は次の基準を満たしているか。 ・それぞれ必要な広さがある。 ・合計面積が3㎡に利用定員を乗じた面積以上である。							
	(3) 相談室は、間仕切り等を設けることにより相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。							
	(4) (1)に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通 所介護の事業の用に供するものであるか。 ※ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所 介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。							
	(5) (4)ただし書の場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が(1)に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出ているか。						・届出書類の控	
	(6) 設備に係る共用 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と併設の関係に ある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指 定通所リハビリテーション等を行うためのスペースと事業所の機能 訓練室を共用する場合、以下の条件に適合しているか。							
	①当該部屋等において、単独型・併設型指定認知症対応型通所 介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を 行うためのスペースが明確に区分されているか。							
	②単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たしているか。							

		点	検結	果		根拠		
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠 法令等	条例施行規則	確認すべき 資料・帳簿等	備考(不適・非該当 の理由等)
1 設備及び備品等	(7) 消防用設備及び必要な備品を整備し、点検がされているか。 ・消火器(150㎡以上の延べ面積を有する場合) ・自動火災報知設備(300㎡の延べ面積を有する場合) ・消防機関へ通報する火災報知設備(500㎡の延べ面積を有する場合) ・避難口誘導灯、通路誘導灯、誘導標識(いずれも) ・スプリンクラー設備(6,000㎡の延べ面積を有する場合。※平屋建を除く。) ・屋内消火栓設備(基準:700㎡の延べ面積を有する場合) ・非常警報器具(基準:収容人員20人以上50人未満) ・避難器具(基準:2階以上の階で収容人員20人以上) ・非常ベル、自動式サイレン又は放送設備(収容人員50人以上)				消防法施行 令 (別表1六 (ハ)に該当)		·避難器具 ·非常通報装置 ·点検結果票	

点検した結り	艮を記載してください。							
		点	検結	果	+G +hn	根拠	かぎナジャ	# */アネ ホきッ
点検項目	確認事項	適	不 適	非該当	根拠 法令等	条例施行規 則	確認すべき 資料・帳簿等	備考(不適・非該当 の理由等)
Ⅳ 運営								
1 内容及び手続の説明・同意	(1) サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次の事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 □ 運営規程の概要 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ※延長サービスを行う事業所は、延長サービスを行う時間も別に明記すること。 ・サービスの利用定員 (同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限) ・サービスの内容(入浴・食事の有無等)及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・サービス利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ※次の非常災害に関する具体的計画を指す。 ・消防法施行規則第3条に規定する消防計画 ・風水害、地震等の災害に対処するための計画 ・その他運営に関する重要事項 「介護従事者の勤務の体制 □ 事故発生時の対応 □ 苦情処理の体制等					9条準用)	•連書 • 契約	
	(2) 同意について書面で確認しているか。							
2 提供拒 否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 ※サービスの提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込書の居住地が当該事業所の通常の事業の実施 地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供する ことが困難な場合 ※要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否すること を禁止する。				61条(第第3 条の8準用)	条例施行規 則第80条(第 10条举用) 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50	・サービス提供記録	
ス提供困難	自らが適切なサービスを提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者等への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかにとっているか。					条例施行規 則第80条(第 11条準用) 予防条例施 行規則第13 条		
4 受給資 格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合、被保険者証により利用者の被保険者資格、要介護、要支援認定の有無及び有効期間を確認しているか。				運営基準第 61条第3条の 10準用) 予防基準第 14条	条例施行規則第80条(第12条準用)予防条例施行規則第14	・被保険者証の写し	
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見 に配慮したサービスの提供に努めているか。				·	条		
5 要介護 認定の申請 に係る援助	(1) 利用申込者が要介護,要支援認定を受けていないときは,認定申請が速やかに行われるよう必要な援助を行っているか。				61条(第3条 の11準用) 予防基準第	条例施行規 則第80条(第 13条準用) 予防条例施	・被保険者証の写し・サービス提供記録	
	(2) 必要に応じ、有効期間が終了する30日前までには更新申請が行われるように援助を行っているか。				15条	行規則第15 条		
6 心身の 状況等の把 握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めているか。				運営基準第 61条(第23 条準用) 予防基準第 16条	条例施行規 則第80条(第 59条の6準 用) 予防条例施 行規則第16 条		

						.=	根拠		
点検項目		確認事項	適	不適	非該当	根拠 法令等	条例施行規則	確認すべき 資料・帳簿等	備考(不適・非該当 の理由等)
7 居宅介 護支援事業 者等との連 携	(1)	サービスの提供に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。				61条(第3条 の13準用)	条例施行規 則第80条(第 17条準用) 予防条例施	・サービスの提 供に関する記 録	
15	(2)	サービスの提供の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。					7岁末例施 行規則第17 条		
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助		ビスの提供に際し、利用者に対して、法定代理受領サービスについ 明し、必要な援助を行っているか。				の14準用) 予防基準第		・サービスの提 供開始に係る 記録	
9 居宅 サービス計 画に沿った サービスの 提供(予防 除く。)		サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービス 供しているか。				61条(第3条	条例施行規 則第80条(第 17条準用)		
10 居宅 サービス計 画等の変更 の援助(予 防除く。)		者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、指定居宅介護事への連絡その他必要な援助を行っているか。				61条(第3条			
11 サービ ス提供の記 録	(1)	サービスを提供した際には、居宅サービス計画を記載した書面又は サービス利用票等、これに準ずる書面に次の事項を記録している か。 ・サービスの提供日 ・サービスの内容 ・その他必要な事項							
	(2)	提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。							
12 利用料 等の受領	(1)	法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者に支払われた額を控除して得た額の支払を受けているか。					条例施行規 則第80条(第 59条の7準 用) 予防条例施		
	(2)	法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用 料と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないよう にしているか。					行規則第22条		
	(3)	上記の利用料のほかには、次の費用以外の支払を受けていないか。							
		① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用							
		② サービスに通常要する時間を超えるサービスであって、利用者 の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内におい て、通常のサービスに係るサービス費用基準額を超える費用							
		③ 食事の提供に要する費用							
		④ おむつ代							
		(5) 上記のほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの (利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用)							
	(4)	(3)の費用について、あらかじめ、利用者又はその家族に対しその内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。							
付のための	けた	代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受場合, サービスの内容, 費用の額その他必要と認められる事項を記たサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。				予防基準第			

			点	検約	果	15.150	根拠		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
点検項目		確認事項	適	不適	非該当	根拠 法令等	条例施行規則	確認すべき 資料・帳簿等	備考(不適・非該当 の理由等)
14 認知症 対応型通所 介護の基本	(1)	利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設 定し、計画的に行われているか。				運営基準第 50条	条例施行規 則第69条		
取扱方針 (予防除 く。)	(2)	事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にそ の改善を図るようにしているか。							
15 認知症 対応型通所 介護の具体 的扱方針	(1)	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の 状況を踏まえ、妥当適切に行われているか。				運営基準第 51条	条例施行規 則第70条		
(予防除く。)	(2)	利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。							
	(3)	介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。							
	(4)	サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族に対し、介護計画の目標及び内容や利用日の行事及 び日課等を含めたサービスの提供方法等について、理解しやすい ように説明を行っているか。							
	(5)	サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介 護技術をもってサービスの提供を行っているか。							
	(6)	常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活 指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適 切に提供しているか。							
	(7)	事業所の屋外でサービスを提供する場合は、あらかじめ介護計画 に位置付け、効果的な機能訓練等のサービスが提供できるように なっているか。				H18老計発 第0331004 号 第3 三 3(2) ③			
16 認知症 対応型通所 介護計画の 作成(予防 除く。)	(1)	事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しているか。				運営基準第 52条	条例施行規 則第71条		
	(2)	認知症対応型通所介護計画は、居宅サービス計画書に沿った内容 となっているか。							
	(3)	① 管理者は、認知症対応型通所介護計画の目標及び内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ているか。							
		② 介護計画の実施状況や評価について利用者又はその家族に説明を行っているか。							
		作成した認知症対応型通所介護計画を記載した文書を利用者に交付しているか。							
		従業者は、それぞれの利用者ごとに、提供したサービスの実施状況 や目標の達成状況の記録を行っているか。							
	(6)	居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定認知症対応型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際に、当該計画の提供に協力するよう努めているか。							
17 介護予 防認知症対 応型通所介	(1)	利用者の介護予防に資するよう,その目標を設定し,計画的に行っているか。				予防基準第 41条	予防条例施 行規則第41 条		
護の基本取 扱方針(予 防のみ)	(2)	目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等、提供する サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。							
		利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することをことを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。							
	(4)	利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮しているか。							
	(5)	利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法 により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努 めているか。							

		点検結果				#8 +bn		
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠 法令等	根拠 条例施行規 則	確認すべき 資料・帳簿等	備考(不適・非該当 の理由等)
18 介護予 防認知症対 応型通所介 護の具体的 扱方針(予 防のみ)	(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握・分析及びサービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにすること(アセスメント)は行われているか。				予防基準第 42条	予防条例施 行規則第42 条		
	(2) 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成しているか。							
	(3) ① 介護予防認知症対応型通所介護計画書は、介護予防サービス計画書に沿った内容となっているか。							
	② 介護予防認知症対応型通所介護計画作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。							
	(4) ① 介護予防認知症対応型通所介護計画書の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ているか。							
	② 介護計画の実施状況や評価について利用者又はその家族に説明を行っているか。							
	(5) 作成した介護予防認知症対応型通所介護計画書を利用者に交付しているか。				•			
	(6) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われているか。							
	(7) 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を 持って日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。							
	(8) サービスの提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計 画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行ってい るか。							
	(9) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやす いように説明を行っているか。							
	(10) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。							
	(11) 介護予防支援事業者に対し、サービスの提供状況等の報告を毎月 行っているか。				解釈通知			
	(12) 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供開始時から, 当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っているか。							
	(13) 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。							
	(14) モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型 通所介護計画の変更は行われているか。							
に関する市 町村への通 知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその 旨を市町村に通知しているか。 ・正当な理由なしに、サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ・偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたと き。				運営基準第 61条(第3条 の26準用) 予防基準第 24条	則第80条(第 28条準用)		
	利用者の病状の急変などの緊急時に、主治医への連絡など必要な措置を講じているか。				61条(第12 条準用)	条例施行規則第80条(第 29条準用) 予防条例施 行規則第25 条		
21 管理者 の責務	(1) 管理者は、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。				運営基準第 61条(第28 条準用) 予防基準第	条例施行規 則第80条(第 59条の11準 用)		
	(2) 管理者は、従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を 行っているか。				26条	予防条例施 行規則第26 条		

		点	点検結果			根拠	_,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠 法令等	条例施行規則	確認すべき 資料・帳簿等	備考(不適・非該当 の理由等)
22 運営規程	(1) 次に掲げる内容について定めているか。 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種,員数及び職務の内容 営業日及び営業時間,延長サービスを行う時間 サービスの利用定員 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 通常の事業の実施地域 サービス利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 その他運営に関する重要事項				運営基準第 54条 予防基準 27条	条例施行規第 19第80条(第 59条の12) 59条0条(第 57 57 57 57 57 58 58 59 59 59 59 59 59 59 59 59 59 59 59 59		
23 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を定めているか。 □ 月ごとの勤務表を作成している □ 明確にすべき項目が明確となっている ・日々の勤務時間 ・常勤・非常勤の別 ・専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置 ・管理者との兼務関係 等 (2) 当該事業所の従業者によってサービスが提供されているか。 (3) 従業者に対して研修の機会を確保しているか。				運営基準第 61条(第30 条準所基準 等 28条	条例施行規第 959条の13) 59条の条列 59条の条列 第128 条		
24 定員の 遵守	利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。				運営基準第 61条(第31 条準用) 予防基準第 29条	条例施行規 則第80条(第 59条の14準 用) 予防条例施 行規則第29		
25 非常災 害対策	 (1) 非常災害に関する具体的計画を立てているか。 □ 消防法施行規則第3条に規定する消防計画 (これに準ずる計画を含む) □ 風水害,地震等の災害に対処するための計画 (2) (職員+利用者が30人以上の施設) 防火管理者を置き,消防計画の策定及び消防業務の実施を行わせているか。 (職員+利用者が30人未満の施設) 防火管理の責任者を定め,消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせているか。 				61条(第32 条準用)	条例能行規第 90 15 59条の15準 用)防条例第30 条第第30		
	(3) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業者へ周知しているか。 □ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう周知徹底している。 □ 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしている。 (4) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 (5) (4)の訓練を行うに当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。				運営基準第 61条(第32 条準用) 予防基準第 30条			
26 衛生管 理等	 (1) 利用者の使用する施設,食器その他の設備又は飲用に供する水について,衛生的な管理に努め,又は衛生上必要な措置を講じているか。 (2) 感染症の発生を予防し,及びまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めているか。 (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について,必要に応じて保健所の助言,指導を求め,常に密接な連携を保っているか。 (4) インフルエンザ対策,腸管出血性大腸菌感染症対策,レジオネラ症対策等について,関係通知に基づき適切な措置を講じているか。 				運営基準第 61条(第33 条準用) 予防基準第 31条	条例施行規(第 19第80条の16 59条の16準 用)防条例第31 条		
27 掲示	(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。 事業所の見やすい場所に次の内容を掲示しているか。 □ 運営規程の概要 □ 勤務の体制 □ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項				運営基準第 61条(第3条 の32準用) 予防基準第 32条	条例施行規 則第第80条 (第34条準 用) 下防条例施 行規則第32 条		

		点検約				根拠		
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠 法令等	条例施行規則	確認すべき 資料・帳簿等	備考(不適・非該当 の理由等)
28 秘密保 持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその 家族の秘密を漏らしていないか。				の33準用)	条例施行規 則第80条(第 35条準用) 予防条例施 行規則第33 条		
	(2) 従業者であった者が、職務上知り得た利用者又はその家族の情報 を正当な理由なく、漏さないよう必要な措置を講じているか。							
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合 は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該 家族の同意を、文書によりあらかじめ得ているか。							
29 広告	広告の内容は、虚偽又は誇大なものとなっていないか。				運営基準第 61条(第3条 の34準用) 予防基準第 34条	則第80条(第 36条準用)		
護支援事業	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。				運営基準第 61条(第3条 の35準用) 予防基準第 35条			
31 苦情処理	(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次に掲げる必要な措置を講じているか。 □ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにしている。 □ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に、苦情に対する対応の内容について記載している。 □ 苦情に対する対応の内容について事業所に掲示している。				の36準用) 予防基準第 36条	則第80条(第 38条準用)		
	(2) 苦情を受け付けた場合に、その内容を記録しているか。 □ 苦情の受付日及びその内容等を記録し、2年間保存しているか。 □ 苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取り組みを行っているか。							
	(3) 苦情に関して市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた 場合はそれに従って必要な改善を行っているか。 また、市町村からの求めがあった場合にはその改善内容を報告し ているか。							
	(4) 苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導 又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行っているか。 また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合にはその 改善内容を報告しているか。							
32 地域と の連携等	(1) 指定事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は当該指定事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね月に1回以上、運営推進会議で対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議がら必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。				運営基準第 61条(第34 条準用) 予防条 39条	条例第80条(準 月) (159条の17準 月) (17年) (17年) (18年) (184) (
	(2) 指定事業者は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を 作成するとともに、当該記録を公表しているか。							
	(3) 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図っているか。							
	(4) 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。							
	(5) 指定事業者は、指定事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。							

	確認事項	点	点検結果			根拠		
点検項目		適	不適	非該当	根拠 法令等	条例施行規則	確認すべき 資料・帳簿等	備考(不適・非該当 の理由等)
33 事故発 生時の対応	(1) 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者 (介護支援予防事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。				61条(第35 条準用) 予防基準第 37条	条例施行規 則第80条(第 40条、第59 条の18準用) 予行規則第37 条		
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 また、その記録を2年間保管しているか。							
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した 場合は、損害賠償を速やかに行っているか。							
	(4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。							
	(5) 指定事業者は、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型 通所介護以外のサービスにより事故が発生した場合は、(1)及び(2) の規定に準じた必要な措置を講じているか。							
	事業者は、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計とその他の事業の会計をを区分しているか。				運営基準第 61条(第3条 の39準用) 予防基準第 38条	則第80条(第 41条準用)		
35 記録の 整備	(1) 従業者,設備,備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。				運営基準第 60条 予防基準第	則79条 予防条例施		
	(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 □ (介護予防)認知症対応型通所介護計画 □ 具体的なサービスの内容等の記録 □ 利用者に関する市町村への通知に係る記録 □ 苦情の内容等の記録 □ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録 □ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録				40条	行規則第40条		

点検した結果を記載してください。									
		点検結			10.160	根拠		144 / - 34 U - 1 U	
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠 法令等	条例施行規則	確認すべき 資料・帳簿等	備考(不適・非該当 の理由等)	
Ⅴ 変更	V変更の届出等								
1 変更の届出等	(1) 次の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市町村長に届けているか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④ 事業所の平面図及び設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 当該事業に係る地域密型介護サービス費の請求に関する事項 ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所				介護保険法 第78条の5				
	(2) 指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は 休止の1月前までに、その旨を市町村長に届けているか。 ① 廃止し、又は休止しようとする年月日 ② 廃止し、又は休止しようとする理由 ③ 現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する 措置 ④ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間								